

議案第72号

加西市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

加西市下水道条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成24年12月3日提出

加西市長 西村 和平

## 加西市下水道条例の一部を改正する条例

加西市下水道条例（平成2年加西市条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 総則（第1条・第2条）」を

「第1章 総則（第1条・第2条）」

第1章の2 公共下水道の構造の基準（第2条の2）」に改める。

第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2 公共下水道の構造の基準

（公共下水道の構造の基準）

第2条の2 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の基準は、下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）第5条の8、第5条の9第1号から第5号まで及び第5条の11に定める基準をもって、その基準とする。

第10条第1項第1号中「下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）の公布に伴い、下水道法が一部改正され、公共下水道の構造の基準について、政令で定める基準を参酌して条例で定めることとなったため所要の改正を行うもの。